京都市告示第 5 4 6号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和6年1月15日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
紫野緯79の1 号線	北区紫野上柏野町68番地地先から 同町59番地地先まで	メートル 104. 90	3-\n 2.50 ~ 4.50
松尾嵐山経83 号線	西京区嵐山薬師下町36番地の6地先から 同町35番地の12地先まで	79. 10	6.00 ~ 10.63
大原野116号 線	西京区大原野南春日町1825番地地先から 同町1808番地地先まで	250. 00	6. 16 ~ 9. 40
久我経123号 線	伏見区久我森の宮町14番地の179地先から 同町13番地の21地先まで	124. 00	6.00 ~ 10.10

(建設局土木管理部道路明示課)